環境・防災

基本目標 1 快適に安心して暮らせる環境づくり

自然環境

1. 地球環境の保全

社会的な潮流と課題

近年、世界各地や日本国内で異常気象・気象変動の影響による災害が発生し、こうした要因の一つとして温室効果ガス※1の増加による長期的な地球温暖化の傾向と関連があると言われています。

地球規模の危機を背景に、平成27年のパリ協定では、温室効果ガス排出削減の長期目標を、その後の平成30年のＩＰＣＣ※2の公表で2050年（令和32年）前後に世界全体の二酸化炭素排出量が正味ゼロになっている必要があると示されました。

こうしたなか、国は平成28年に閣議決定した「地球温暖化計画」において、温室効果ガスの総排出量を2050年（令和32年）までに80％削減する目標を掲げています。加えて令和２年に「2050年（令和32年）カーボンニュートラル※3、脱炭素社会の実現を目指す」宣言をし、脱炭素社会の実現に向け、大きな転換点となっています。

解決に向けた町の取り組み

町では、現在、「第四次地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出抑制に関する施策を推進し、総合的に地球温暖化防止を図ってきました。

近年の環境問題を取り巻く変化を踏まえながら、温室効果ガス排出量の発生抑制を効果的に行うため、一般家庭及び事業者の省エネ推進、低炭素等の取り組みを強化することが必要です。

基本方針

- 環境に関する総合的な取り組みを示す環境基本条例の制定及び環境基本計画を策定します。
- エネルギーの有効活用や循環型社会の取り組みを推進します。
- 行政・町民・地域・民間事業者それぞれの環境に関する意識や地球温暖化防止対策の啓発・醸成に努めます。
- 環境教育の推進を通じて地球環境の保全に取り組みます。

施策の基本方向

（1）地球温暖化対策実行計画の策定と実行
（2）地球環境保全の取り組みを活かした観光交流の促進

主要事業

- 環境基本条例の制定及び環境基本計画の策定と実行
- 地球温暖化防止対策
- 環境教育啓発事業

協働の視点

身近でできることから地球温暖化防止対策の推進をしましょう。

行政、町民、地域、民間業者が一体となって、地球温暖化防止対策の推進に努めましょう。

めざす目標

函南町地球温暖化対策実行計画による町の事務事業で発生した温室効果ガスの排出量（年間）
現状数値（令和２年度）・・・9,333 t-co₂/年
目標数値（令和８年度）・・・8,859 t-co₂/年

※1 温室効果ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなど、大気中に熱（赤外線）を吸収する性質を持つガス。
※2 IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change の略語。世界中で気候変動の専門家や研究者で構成されている国連の組織のこと。
※3 カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

環境・防災

2. エネルギーの有効活用

社会的な潮流と課題

2050年（令和32年）までに、「温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること」が宣言され、カーボンニュートラルの実現のために、革新的な技術の開発と新エネルギー※1事業への参入、その早期の社会への実行、実現が重要で大きな変化が求められています。

それとともに、従来型の再生可能エネルギー※2の活用や住宅・建築物の省エネ導入・蓄電池の活用、太陽熱利用設備等の継続的な取り組みを促進していく必要があるとされています。

解決に向けた町の取り組み

町では、エネルギーの有効活用を目的に、各家庭での太陽光発電設備の設置に対する推進及び補助に取り組んできました。

今後、町民一人ひとりがさらに環境負荷の低減と地球環境の保全に貢献する意識を高め、低炭素・資源循環型社会を実現させるためには、行政、町民、民間事業者が再生可能エネルギー等の利活用に向けた取り組みを一層推進する必要があります。

基本方針

- 省エネルギーに関する意識醸成と実践に努めます。
- 省エネルギーや再生可能エネルギーの利用促進を図ります。

施策の基本方向

（1）省エネルギーに関する啓発の推進
（2）再生可能エネルギーにつながる機器の導入支援

主要事業

- 省エネルギー推進事業（公共施設のＬＥＤ化）
- 省エネルギー機器普及促進事業
- 再生可能エネルギーの普及及び機器導入への助成

協働の視点

CO_2削減国民運動「COOL CHOICE※3」へ参加しましょう。

環境に優しい製品を購入しましょう。

省エネルギー機器を使用するなど、省エネ運動を推進しましょう。

脱炭素社会の実現に向けて電力の自給自足を目指しましょう。

めざす目標

省エネルギーの進捗状況に対する満足度
現状数値（令和３年度）・・・・・・・19.5%
目標数値（令和８年度）・・・・・・・30.0%

かんなみ仏の里美術館（ソーラーパネル）

※1 新エネルギー：「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、非化石エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」とされ、「太陽光発電」「風力発電」など１０種類が指定されている。
※2 再生可能エネルギー：太陽光や熱、風力、潮力、地熱等自然現象から得られるエネルギーのこと。
※3 COOL CHOICE：2030 年度の温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動等、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。

３.自然環境の保全と共生

社会的な潮流と課題

私たちの暮らしは、自然の恵みに支えられ、かつては、自然から得られる資源とエネルギーが人々の衣・食・住を支え、資源を循環して利用し、自然と共生する暮らしが営まれてきました。

しかし、物質的な豊かさと便利さを手に入れ、自然の恵みに頼らなくてもすむ暮らしに変化していくなかで、開発や環境汚染、里地里山の荒廃、気象変動等の問題により持続の可能性を失っています。

今後は、自然環境の保全と地域との共生を図りながら、地域が自立し持続可能な形への変革が必要であるとされています。

解決に向けた町の取り組み

町には多くの自然環境が残されています。

町の約３分の２を山間部が占めているとともに、周辺は、箱根や伊豆の山々に囲まれており、貴重な自然環境があります。

また､町には原生林や「伊豆半島ジオパーク※1」をはじめとして環境資源も多くあるため、これらを観光・交流に活用するなど、自然と共生した新たな取り組みについても期待がかかります。

かつてはゴルフ場や別荘地をはじめとした、大規模な開発が行われた時期もありましたが、現在では「函南町土地利用事業の適正化に関する指導要綱」による開発指導に取り組み、自然環境の保全・維持に努めてきました。

近年では大規模な太陽光発電事業の建設の増加から、「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を制定し、景観及び防災環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和に努めているところです。

また、一部の中山間地では違反盛土等の造成行為や不法投棄がみられ、災害発生の恐れや環境汚染の発生が懸念されることから、自然環境の保全のために、これらに対する対策の強化が必要となっています。

基本方針

- 土地利用指導要綱等による開発指導を通じ、自然環境の保全に努めます。
- 不法投棄の監視や防止体制を強化し、未然防止に努めます。
- 中山間地の盛土等造成地の監視体制を強化していきます。

施策の基本方向

（１）自然環境の保全・創出・整備・共生
（２）自然保護意識の啓発
（３）不法投棄の監視・防止体制の強化

主要事業

- 良好な自然環境の保全・活用
- 不法投棄防止統一パトロールの実施
- 中山間地の盛土等造成地パトロールの実施
- 斜面緑地の保全・緑化団体の育成
- 環境保全・維持体制の確保

協働の視点

良好な自然環境を保全しましょう。
優れた景観や自然環境を見つけましょう。
環境美化指導員の活動を支援しましょう。
関係団体と協力し、不法投棄をなくしましょう。

めざす目標

不法投棄の回収量とパトロール日数
現状数値（令和２年度）・・ 4,710kg（95日）
目標数値（令和８年度）・・ 4,239kg（105日）

※１ 伊豆半島ジオパーク：ジオパークは、美しい自然景観や地層等から、その場所の成り立ちや人とのかかわりを楽しく学ぶことができる自然公園のこと。

４.水循環の適正化

社会的な潮流と課題

我が国の国土の約３分の２を占める森林は、雨を蓄える役割を果たしています。

大気から大地、河川等を経て海域に向かう水の循環は、河川･地下水の水量の確保、水質の浄化、水辺環境や生態系の保全に大きな役割を果たすため、水循環の適正化は不可欠な取り組みです。

近年、発電用水、農業用水、水道水、工業用水の水利使用が時代とともに多様化しているなか、全国的に渇水の発生頻度が上昇しています。

また、気象変動によるかん養量の減少、集中豪雨や渇水に起因する地下水の保全と持続的な利用を図るため、適切な地下水観測と適正な水循環システムの構築が求められています。

解決に向けた町の取り組み

箱根山麓南西斜面に降った雨は、森林の水源かん養機能により地下水として蓄えられ、長い時間をかけて水源の機能を育みます。その後、飲料水として利用され、汚水処理をしたうえで、川や海に戻る水循環があります。

町内には丹那トンネルからの湧水をはじめとした、豊かな水資源があります。良好な水質を次世代に引き継ぐため、また、水源かん養機能を失わないためにも、水循環サイクルに負荷をかけないように森林管理を怠らないことや、地下水の過度な汲み上げをしないことが重要です。

基本方針

- 森林保全に努め、水資源の保全を図ります。
- 節水型社会の形成に向けた意識の啓発に取り組みます。

施策の基本方向

（１）水資源の保全
（２）地下水の保全
（３）水の有効利用

主要事業

- 環境パトロール推進事業
- 水源かん養林の保全・推進
- 河川・地下水等の水質調査
- 森づくり事業の整備・推進

協働の視点

森林の保全に努めましょう。
節水に努めましょう。

めざす目標

河川の水質（Ｂランク※1以上の割合）
現状数値（令和２年度）・・ 47箇所/51箇所
目標数値（令和８年度）・・ 49箇所/51箇所

水生生物観察会

※１Ｂランク：環境省で定める「生活環境の保全に関する環境基準」におけるＢランクのこと。

環境・防災

基本目標１　快適に安心して暮らせる環境づくり　　都市環境

都市環境

1.循環型社会の形成

社会的な潮流と課題

循環型社会の構築には、企業活動や国民のライフスタイルにおいて３Ｒ※1の取り組みが浸透し、恒常的な活動や行動として定着していく必要があります。

そのため、国や地方公共団体、民間企業等が密接に連携し、社会や国民に向けて３Ｒの意識醸成、行動喚起を促す活動が不可欠であるとされています。

また、３Ｒの取り組みが温室効果ガスの排出削減に繋がると環境省の調査結果が示され、リサイクル原料の使用に加え、リデュースやリサイクルを進めることによって原材料等の使用が抑制され、温室効果ガスの排出削減に貢献することができると期待され、資源循環と社会の低炭素化の取り組みの統合を図っていくことが必要であるとされています。

解決に向けた町の取り組み

町では循環型社会の形成を進める取り組みを講じてきました。

町のごみの収集は、一般廃棄物（ごみ）を燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみに分別して再利用を図るなど、廃棄物の減量を推進してきました。

燃やせるごみの対象から古布を、また燃やせないごみの対象から小型家電や蛍光灯等を細分化し、廃棄物の再資源化に向けた取り組みを進めてきました。

家庭系の燃やせるごみは減少傾向となっていますが、事業系の燃やせるごみが増加傾向にあり、これらの排出抑制が求められています。

今後、さらにごみの減量を進めて、循環型社会の形成を図るためには、食品ロス※2の傾向が懸念される事業系ごみの排出抑制指導や廃プラスチック排出抑制等の推進、使用済み製品等のリユース等の普及、ごみの再資源化など、分別収集品目の見直し等についても取り組んでいく必要があります。また、生ごみ処理機設置補助や環境美化啓発ポスター、フリーマーケットなどを通して、リサイクル運動や食品ロス削減といった新しい取り組みの啓発や支援を行っていきます。

フリーマーケット

古布・小型家電回収ボックス

環境・防災

基本目標１　快適に安心して暮らせる環境づくり　　都市環境

基本方針

- ごみの減量化と資源の再利用を図る運動を展開します。
- 行政・町民・事業者の役割分担を見直します。
- 廃棄物処理施設や最終処分場の適正な管理・運営に努めます。
- し尿処理施設の適正な管理・運営に努めます。

施策の基本方向

（１）廃棄物の適正処理
（２）ごみの減量化・再資源化
（３）循環型社会形成に向けた住民運動の育成
（４）し尿処理施設の維持管理補修事業及び延命化の検討

主要事業

- ３Ｒ運動の普及促進
- 環境美化、ごみ減量活動の支援促進
- 産業廃棄物中間処理施設の監視、指導体制の強化
- 廃棄物処理施設の維持管理計画に基づく延命化のための適正な維持管理及び広域整備を視野に入れた新たな施設の検討
- 焼却残渣資源再生処理事業継続による最終処分場の延命化
- 液肥の普及促進事業

協働の視点

ごみ１割削減運動を展開しましょう。
ごみの減量化・再資源化を図るため、資源の有効活用に努めましょう。
古紙・古布等の集団回収に協力しましょう。
家電リサイクル品を適正に処理しましょう。
廃棄物減量等推進員の活動を支援しましょう。

めざす目標

１人１日あたりのごみの排出量
現状数値（令和２年度）・・・ 1,118g 目標数値（令和８年度）・・ 952g未満

美化ポスター展示

※1 3R：Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の３つのＲの総称。
・リデュースは、製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること。
・リユースは、使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること。
・リサイクルは、廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。
※2 食品ロス：食べ残し、期限切れ食品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されること。

２.治山・治水対策の推進

社会的な潮流と課題

異常気象による集中豪雨等、土砂災害と洪水被害を防止・軽減するため、近年の災害形態や気候変動の影響等も踏まえた治山・治水対策が求められています。

大規模災害の復旧・復興には、多大な時間と費用を要することから、これを未然に防止する対策が求められています。

解決に向けた町の取り組み

町でも平地部で河川氾濫が、山間地では土砂災害が発生しています。

近年、山林の持つ保水能力の低下等により、都市部への出水量は増加傾向にあります。

このため、山林の保水能力向上を目的とした森林整備計画に基づき、間伐や造林を推進するとともに、河川への流入量を減らすため、雨水貯留・浸透施設の設置を促進する必要があります。

治水事業は、河川における未整備箇所の早期改修や内水排除施設の整備を推進するとともに、狩野川流域の関係者が一体となり協議検討し、町においては、貯留施設の設置、隣接市町と連携した防災指針の追加による立地適正化計画の変更等について検討を重ね、治水対策に取り組みます。

また、山地や急傾斜地でも、町民の大切な生命・財産を守るため、土地所有者等に協力を求め、治山事業・急傾斜地崩壊対策事業等の推進に努める必要があります。

基本方針

- 河川改修事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業等の治山・治水対策を推進します。
- 森林整備対策、雨水による浸水被害防止対策を進めます。

施策の基本方向

（１）雨水対策の推進
（２）治山・治水機能の強化
（３）土砂災害危険区域への対策

主要事業

- 市街地浸水の解消
- 内水排除施設の整備促進及び機能強化
- 河川改修整備事業の推進
- 急傾斜地崩壊対策事業の推進
- 治山施設の整備
- 森林施設の整備
- 雨水貯留・浸透施設設置の促進

協働の視点

雨水貯留・浸透施設を設置しましょう。

河川、水路等の清掃活動に参加しましょう。

急傾斜地等の危険箇所は、日ごろから注意しましょう。

間伐、造林等の森林整備に努めましょう。

めざす目標

新田第一・第二樋管連絡用水路の整備率
現状数値（令和３年度）・・・・・　0% 目標数値（令和８年度）・・・・　100%

函南町流域治水検討会

３.防災体制の充実

社会的な潮流と課題

近年では、毎年のように全国各地で自然災害が発生し、甚大な被害をもたらしており、短時間強雨や竜巻等の発生確認回数も増加傾向にあります。

静岡県では、南海トラフ地震※1等大規模地震の発生も危惧されており、災害時の危機管理体制の構築が不可欠な取り組みといえます。

災害時には、公助はもとより、自助、共助が不可欠であり、町民の自主的な取り組みが重要となります。そのため、日ごろから情報提供の方法等を工夫しながら、防災知識の普及・意識の啓発を図ることが必要です。

解決に向けた町の取り組み

町では「函南町地域防災計画」に基づき、国や県の防災基本計画の改定を考慮しながら地震や風水害等に対応する見直しを随時行っています。

過去の災害の教訓を活かせるように、防災出前講座等を通じて発災前の備えの重要性について周知・実践を促すとともに、自主防災組織での「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識の高揚に努めることが重要です。

また、各地区と連携した訓練を実施することにより、情報伝達や物資搬送等に対応できる体制の構築や、災害ボランティア、アマチュア無線及び青少年など自発的なボランティアの活用が重要です。

さらに、防災資機材の整備、備蓄品の更新等を適切に行い、有事に備えることが求められています。

家庭や個人の備えとして、住宅の耐震化や家具等の転倒防止のための取り組みを推進してきました。引き続き、個人でできる自助の備えの充実が求められています。

基本方針

- 防災体制を強化します。
- 自助・共助の意識を醸成します。
- 防災関係施設の整備を促進します。
- 防災関係機関との連携を強化します。

施策の基本方向

（１）地域の総合的な防災力の強化
（２）防災拠点の機能の充実
（３）災害時の情報発信、情報収集手段の拡充
（４）防災関係機関、町民との相互協力体制の強化
（５）自主防災組織の育成及び連携の強化

主要事業

- 危機管理体制対策の充実
- 災害対策用無線施設の充実
- 災害対策用資機材の充実
- 地震対策事業（ＴＯＵＫＡＩ－０※2）の促進
- 防災マップの活用及び強化
- ため池ハザードマップの活用及び強化
- 避難行動要支援者の個別計画作成
- 指定避難所の施設整備・拡充
- 福祉避難所の拡充
- 自主防災組織の育成・強化
- 災害情報等のメール配信の拡充
- 道の駅・川の駅の防災機能の充実

協働の視点

自らの命は自ら守り、自分達で地域を守りましょう。

住まいの耐震診断・補強や家具の固定を実施しましょう。

災害に備え食料と水を備蓄しましょう。

防災訓練に参加しましょう。

めざす目標

自主防災組織における 防災訓練等の参加者数（年間）
現状数値（平成30年度）・ 8，037人 目標数値（令和８年度）・・・・ 全町民

かんなみ安心情報メールの登録者数
現状数値（令和３年度）・・ 5，208人 目標数値（令和８年度）・・ 7，500人

※１ 南海トラフ地震：駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね 100 ～ 150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震。前回の南海トラフ地震が発生してから 70 年以上が経過した現在、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まっている。

※２ ＴＯＵＫＡＩ－０：大規模地震による被害を減らすため、昭和 56 年５月 31 日以前に建設された旧建築基準の木造住宅等の耐震化の促進やブロック塀等の転倒による災害を防止し、震災時における人命の安全を確保するため、国や県とともに進めている事業。

生活環境

1.防犯対策の充実

社会的な潮流と課題

現代社会は、生活スタイルや嗜好の多様化により､多くの価値観を持つ人たちが共存しています。

また、近年では、知能的犯罪や組織犯罪がより巧妙となり、その活動内容が変化し、依然として社会に対する大きな脅威となっています。

解決に向けた町の取り組み

社会全体の規範意識や、地域コミュニティ意識の低下等が犯罪を生む要因となります。犯罪防止には地域住民の防犯意識の高揚と防犯体制が不可欠です。

町では、防犯教室や防犯パトロールの実施に加え、防犯施設の整備を進めてきました。

今後は、防犯カメラ等の防犯設備の整備を進めるとともに防犯対策の充実を図ります。

また、多発する詐欺被害に対し、町や警察による啓発活動や情報発信のほか、家族での声掛けなどにより、未然防止を図ります。

基本方針

- 犯罪被害の未然防止に向けて警察・防犯協会等の関係機関と連携、協力をした地域ぐるみの防犯活動を推進します。
- 防犯意識の普及・啓発を図りながら防犯設備の充実に努めます。

施策の基本方向

（１）　関係機関と連携した防犯活動の強化
（２）　防犯施設の整備促進

主要事業

- 防犯意識の啓発促進
- 社会を明るくする運動の推進
- 防犯パトロール活動の推進
- 防犯灯の整備
- かけこみ１１０番の協力世帯の拡充
- ながら見守り隊の拡充
- 公共施設における防犯設備の充実
- 不審者情報等のメール配信
- 防犯カメラの設置推進

協働の視点

みんなで協力し合い防犯対策に努めましょう。

防犯パトロールに参加しましょう。

地域で起こる犯罪情報を入手したら、多くの人で共有し、地域内で見守りましょう。

めざす目標

犯罪件数（年間）
現状数値（令和２年度）・・・・168件 目標数値（令和８年度）・・150件以下

2.消費者保護の推進

社会的な潮流と課題

近年、人々の価値観が多様化したことで、様々な商品・サービスが流通するようになりました。デジタル化・国際化など社会情勢も変化し、購入形態、決済手段も多様化・複雑化しており、消費者トラブルは増加しています。

令和４年４月の民法上の成年年齢引き下げや高齢化のさらなる進行への対応、2015年（平成27年）に国連総会で採択された持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の達成に向け、消費者教育の重要性が一層高まっています。

解決に向けた町の取り組み

町では、平成24年に函南町消費生活センターを開設して以来、年間100～150件程度の相談があります。

インターネット通販などの在宅取引が拡大するなど、消費者行動が変化しており、情報化が進むなか、ＳＮＳ※1やインターネット広告などのデジタル技術を悪用して勧誘する事案が増加しており、若者や高齢者に対する消費者教育の推進が必要となっています。

消費者保護を目的とした講演会等をはじめとして、多様化する消費者被害の未然防止に努めるとともに、消費に関する正しい知識の普及・啓発や情報提供に努めています。

また、高齢化のさらなる進行により、自らを守ることができない高齢者の被害増加が見込まれるため、地域での見守り体制を構築していきます。

基本方針

- 消費者教育を幅広い年齢層で実施するとともに、相談窓口のさらなる充実を目指します。
- 消費者や事業者、地域等と連携して消費者保護の取り組みを強化していきます。
- 犯罪被害が拡大しないための情報提供に努めます。
- 消費者被害予防を目的とした地域ぐるみでの見守り活動を推進します。

施策の基本方向

（1）消費者教育の推進
（2）消費者相談窓口の充実

主要事業

- 正しい判断ができる消費者の育成指導と幅広い年齢層への消費者教育
- 消費者と地域・事業者と連携したサポート体制の構築による消費者被害の未然防止
- 各種媒体を活用した消費者への実例・対応策の紹介

協働の視点

消費に関する正しい知識を身につけましょう。

被害に遭う確率の高い高齢者等を地域ぐるみで見守りましょう。

めざす目標

消費者教育講座等の開催回数（年間）
現状数値（令和２年度）・・・・・　１回 目標数値（令和８年度）・・・・・　４回

※1 SNS：人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイト及びネットサービスのこと。

３.交通安全対策の充実

社会的な潮流と課題

交通事故により依然として尊い命が失われている状況です。

高齢化率の上昇に伴い、高齢者に関係した事故の割合も増加傾向にあり、地域住民や関係機関・団体と連携・協働して事故防止に向けた取り組みを推進していく必要があります。

解決に向けた町の取り組み

町では、幼稚園・保育園・小中学校及び高齢者を対象とした交通教室等を警察・交通安全協会と連携して実施しています。

また、各地域での危険箇所に対する安全対策を推進しており、今後も通学路の安全確保はもとより歩行者・自転車が安全に通行できる交通環境を整備していくことが不可欠です。

交通事故発生状況

	件数	死者数	負傷者数
平成28年	262件	2人	342人
平成29年	268件	2人	348人
平成30年	234件	2人	289人
令和元年	228件	1人	296人
令和２年	169件	3人	205人

基本方針

- 交通安全に対する意識の高揚に努めます。
- 交通安全組織の充実や危険箇所の把握に努め、施設整備を図ります。

施策の基本方向

（1）幼稚園・保育園・小中学校への交通教室の継続
（2）高齢者を対象とした交通教室の推進
（3）警察や関係機関との連携強化による交通安全組織の充実
（4）危険箇所の把握、地域ぐるみの交通安全運動の促進
（5）交通安全施設の充実

主要事業

- 幼稚園・保育園・小中学校での交通教室の実施
- 高齢者への交通教室、交通講習の実施
- 交通安全施設の整備

協働の視点

交通ルール・マナーを守りましょう。
交通死亡事故発生０件を目指しましょう。
子どもや高齢者を交通事故から守りましょう。
夕暮れ時には早めのライト点灯に心がけましょう。

めざす目標

交通事故発生件数（年間） （町内の発生件数）
現状数値（令和２年）※　・・・・169件 目標数値（令和８年）・・・200件以下

※ 令和２年は新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛により一時的な減少。

４.消防・救急体制の充実

社会的な潮流と課題

近年、地震・集中豪雨・竜巻等の自然災害が大規模化・多様化しているなか、住民の生命・財産を守るために、消防体制の強化とともに消防署と消防団の連携強化が重要になっています。

解決に向けた町の取り組み

町では、駿東伊豆地区の４市３町で構成する駿東伊豆消防組合を組織して消防救急活動を行っています。

消防・救急体制は、町民の生命・財産を守る責務を果たす必要があるため、今後も広域で連携して、消防力の強化を図ることが不可欠です。

地域防災の要である消防団は、現在、５つの分団で構成され、消火活動や大規模災害時の避難誘導、火災予防活動等重要な役割を担っています。

今後は消防団の活動環境の充実を図り人材を確保することが重要な課題となっています。

女性消防団員の加入や消防団活動の後方支援を担うサポート隊の拡充に取り組むとともに、団員の処遇改善を目的に消防団員の活動を応援する「消防団員応援の店制度」や団員の準中型免許取得に関する補助金など消防団員の福利厚生の充実に取り組み、団員の加入促進を図っています。

基本方針

- 関係機関と連携し消防体制を強化します。
- 災害に備えた効率的・効果的な消防施設の整備を推進します。

消防団員数の推移（実団員数／定員数）

	実団員数	定員数
平成28年度	166人	191人
平成29年度	165人	191人
平成30年度	156人	191人
令和元年度	154人	191人
令和2年度	154人	191人

施策の基本方向

（1）消防・救急体制の強化
（2）消防署と消防団の連携強化
（3）消防・災害救助活動に即した訓練・講習の促進
（4）火災予防の意識高揚の推進

主要事業

- 消防団員確保対策事業の推進
- 消防用水利・消火栓の整備
- 消防団詰所の耐震化の推進
- 火災予防対策の推進
- 応急手当講習会の充実

協働の視点

消防団が行う活動に積極的に参加しましょう。
応急手当講習会へ積極的に参加し、応急救護の技術を習得しましょう。
火災予防に努めましょう。

めざす目標

消防団員数
現状数値（令和２年度）・・・・154人 目標数値（令和８年度）・・・・191人

町内火災件数
現状数値（令和２年度）・・・・・・・ ７件（建物火災３件、車両火災１件、林野火災０件、その他火災３件） 目標数値（令和８年度）・・・・・・・ 無火災（建物火災０件、車両火災０件、林野火災０件、その他火災０件）